

[事案 2021-82] 新契約無効請求

・令和4年2月9日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に契約した個人年金保険について、契約時は、パンフレットで自分の父が説明を受けたが、解約に関する説明が一切なく、中途解約をしても解約返戻金が既払込保険料を下回ることはないと思っていたことから、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人父に対して、設計書により、保険料払込期間、保障内容、中途解約の場合には解約返戻金が払込保険料を下回る可能性があること等を説明している。
- (2)設計書には、経過年数毎の払込保険料累計額、解約返戻金、返戻率が一覧表で記載されており、注意喚起情報にも経過年数毎の解約返戻金額が記載されている。また、本契約はタブレットを用いて申し込んでいるが、読み上げ機能により解約返戻金額等重要事項の説明がなされている。
- (3)本契約は、相続税対策として契約されたもので、加入には合理性がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人父、ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。